

令和 7 年度

西東京市農業施策に関する意見

令和 7 年 11 月 日
西東京市農業委員会

西東京市におかれましては、令和6年3月に第3次西東京市農業振興計画を策定し、各種の農業振興施策に取り組まれているものと承知しております。

また、令和3年度から、都市農地貸借円滑化法を活用した農地貸借件数の着実な増加がみられる一方で、相続などによる都市農地の減少が続いており、今後はこの制度を活用して農地の利活用促進及び担い手の確保・育成に向けた取り組みをさらに進めることが重要となっております。そのような状況の中、市内の農業者の代表である農業委員会としては、農地の貸借を推進するとともに、農業者の意見に基づいた効果的な支援を、継続的に行っていくことも役割であると考えております。

本市の貴重な農業及び農地を将来にわたって守るため、市と農業委員会は連携し、都市農業の振興を通じて地域の発展を目指す必要があると考えております。

つきましては、西東京市に対し、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、以下のとおり意見を提出いたします。

記

1 都市農地貸借円滑化法等を活用した農地の貸借について

都市農地貸借円滑化法等を活用した農地の貸借や、農業者が自ら市民農園等を開設することで、都市農地の保全に努めている。

今後も継続して、制度を活用し都市農地が保全されるよう農地の貸借等に努めること。

2 農地の保全・継続につながる農業経営への支援について

小規模ながら意欲的に農業経営向上に取り組む農業者や、独自の農業を搖るぎなく継承している農業者について、農地の保全や継続につながる農業経営の支援に努めること。

3 農業経営の安定化と農産物供給促進への支援について

近年の気温上昇や集中豪雨をはじめとする気候変動により、農産物の生育障害や台風などによる農業用施設への被害が発生し、農業経営に大きな負担が生じているため、安定した農業経営の強化・促進を目的とした支援に取り組むこと。

4 都市農業に対する市民理解の促進について

農地が持つ多面的な機能についての周知や、農業及び農地、農業者に対する理解を促進するため、市報等を活用した広報活動、市民が農業に触れる機会の創出、地産地消を推進するための事業などの施策に取り組むこと。

5 有機フッ素化合物による農業への影響等に対する情報提供について

「有機フッ素化合物（PFAS）」については、国等も実態の把握に取り組んでいるが、地域農業者に正確な情報提供を行うとともに、農産物等の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応を図ること。

令和7年11月 日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市農業委員会 会長 保谷 隆司